

# 松浦市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

(環境省ひな型準拠版)

令和6年3月

松 浦 市



## ■目次

1. はじめに	1
2. 背景	2
(1) 気候変動の影響	2
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	2
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	2
1. 基本的事項	5
(1) 目的	5
(2) 対象とする範囲	5
(3) 対象とする温室効果ガス	5
(4) 計画期間	5
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	5
2. 温室効果ガスの排出状況	6
(1) 「温室効果ガス総排出量」	6
3. 温室効果ガスの排出削減目標	7
(1) 目標設定の考え方	7
(2) 温室効果ガスの削減目標	7
4. 目標達成に向けた取組	8
(1) 再生可能エネルギー設備の整備	8
(2) 公共施設又は公用施設を ZEB 基準相当に適合させる事業	9
(3) 省エネルギー基準に適合させるための改修事業	9
(4) LED照明の導入のための改修事業	9
(5) 電動車の導入	9
(6) 省エネに関する取り組み	9
(7) その他の取り組み	12
5. 進捗管理体制と進捗状況の公表	13
(1) 推進体制	13
(2) 点検・評価・見直し体制	15
(3) 進捗状況の公表	15
(4) その他	15
<b>&lt;参考資料&gt;</b>	<b>16</b>

## 1. はじめに

このたび、2030年度までの松浦市の事務事業にかかる温暖化対策について定めた「松浦市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定いたしました。

世界に目を向けると、大規模な山火事の発生や干ばつの発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。また、松浦市においても、極端な大雨被害、最高気温の上昇による熱中症患者の増加など、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

国では2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。また、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指しています。また、長崎県においても、第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画が策定され、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

松浦市においても、平成29年3月に松浦市地球温暖化対策行動計画、平成31年3月に松浦市温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガスの削減や、令和3年7月には松浦市再生可能エネルギー導入推進計画を策定し、再生可能エネルギーの導入推進にも取り組んできました。

国内外の情勢を踏まえ、令和5年9月に市長が2050年CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明。また、令和6年3月に「ゼロカーボンシティまつうら推進計画」〔松浦市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）〕を改訂し、再生可能エネルギーの導入促進に加え、省エネやバイオマス資源を活用したエネルギー利用を推進するなど、松浦市の温暖化対策を進めることとしています。

ゼロカーボン社会の実現を見据えて、職員一丸となり本計画を着実に進めてまいります。

令和6年（2024年）3月

## 2. 背景

### (1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されている。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示された。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではないが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されている。

### (2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択された。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言える。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされている。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がった。

### (3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言した。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表された。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加された。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされた。

さらに、令和3（2021）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決

定された。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられている。

2021 年 10 月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5 年ぶりの改定が行われた。改定された地球温暖化対策計画では、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030 年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いている。

表 1 地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位: 億t-CO <sub>2</sub> )		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO <sub>2</sub>		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO <sub>2</sub> )
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」 <<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

2021 年 10 月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われた。温室効果ガス排出削減目標を 2030 年度までに 50%削減（2013 年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物の ZEB 化、電動車の導入、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示された。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を 2025 年度までに 95%、2030 年度までに 100%とすることを目指すとしている。

また、「2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019 年 9 月時点ではわずか 4 地方公共団体であったが、2022 年 2 月末時点においては 598 地方公共団体と加速度的に増加している。なお、表明地方公共団体の人口を、都道府県と市町村の重複を除外して合計すると、1 億 1,500 万人を超える計算になる。

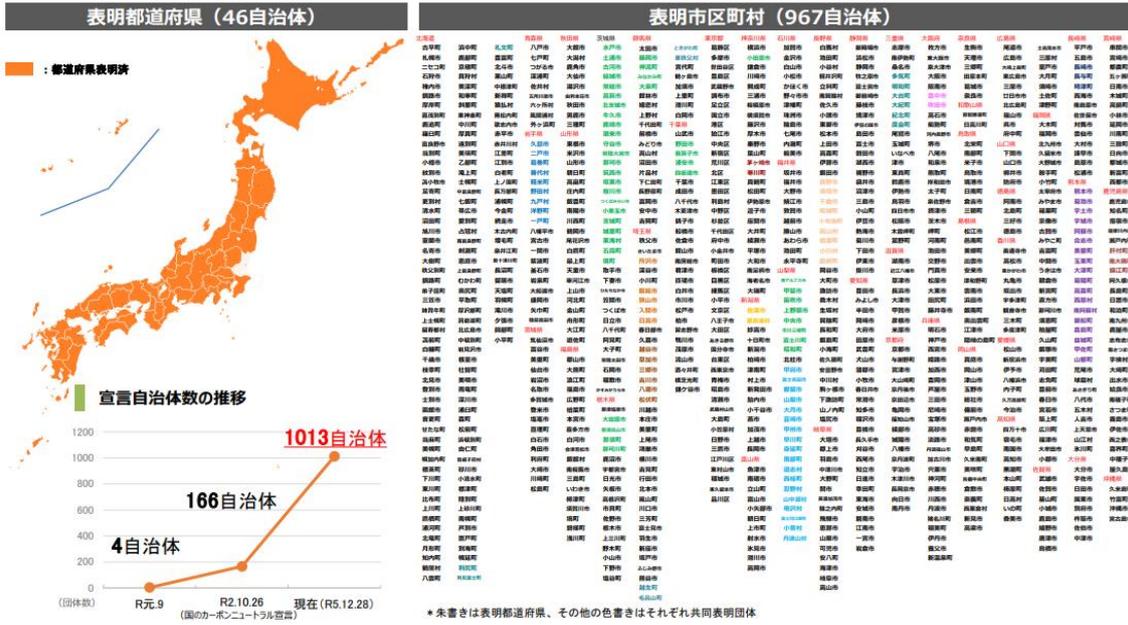


図 1 2050年 二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体

出典：環境省（2023）「地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」

<<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>>

## 1. 基本的事項

### (1) 目的

松浦市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「松浦市事務事業編」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、松浦市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものである。

### (2) 対象とする範囲

松浦市事務事業編の対象範囲は、松浦市の全ての事務・事業とする。

### (3) 対象とする温室効果ガス

松浦市には下水処理施設や麻酔剤（笑気ガス）を使用する大規模病院が存在しないため、CH<sub>4</sub>や N<sub>2</sub>O 等の排出による影響は小さいと考えられる。そのため、松浦市事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）のみとする。

### (4) 計画期間

2024 年度から 2030 年度末までを計画期間とする。また、必要に応じて計画の見直しを行う。

項目	年度							
	2013	…	2024	…	…	…	2030	
期間中の事項	基準年度		計画開始		計画見直し		目標年度	
計画期間			→					

図 2 計画期間のイメージ

### (5) 上位計画及び関連計画との位置付け

松浦市事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定する。また、ゼロカーボンシティまつうら推進計画（区域施策編）及び松浦市総合計画に即して策定する。

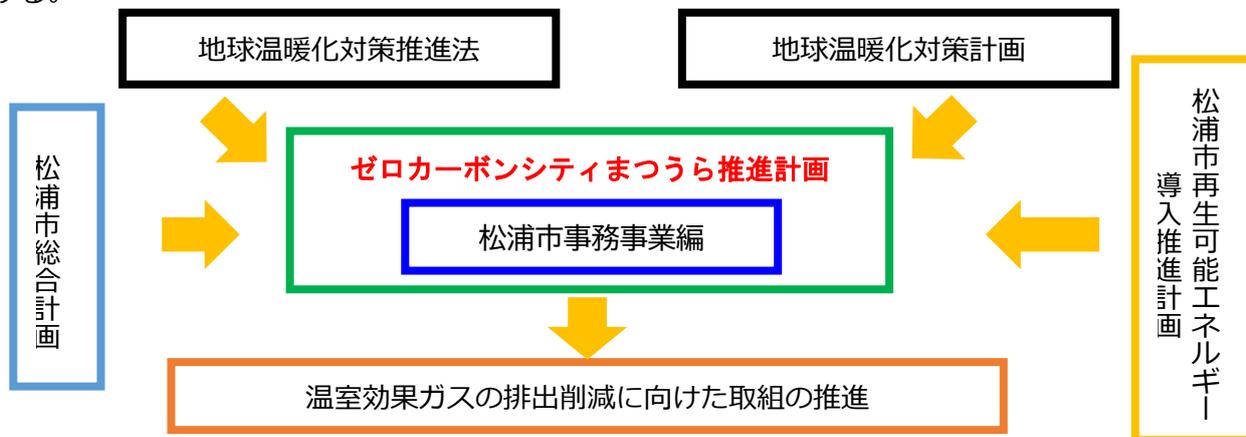


図 3 松浦市事務事業編の位置付け

## 2. 温室効果ガスの排出状況

### (1) 「温室効果ガス総排出量」

基準年度となる 2013 年度と、直近の令和 4 年度の二酸化炭素排出量の状況及び差分を表 2 及び図 4 に示す。

平成 25 年度と令和 4 年度を比較すると、二酸化炭素排出量の総量は 1,266t 減少している。電力消費量については増えているが、排出係数が減っているため二酸化炭素排出量も減っている。また、燃料使用に伴う二酸化炭素排出量については、軽油以外の燃料では減少しており、軽油については 17t 増えている。

表 2 平成 25 年度及び令和 4 年度の排出量とその差分

			平成 25 年度 (基準年度)	令和 4 年度	平成 25 年度と 令和 4 年度の差分
電力	消費量	kWh	6,749,598	7,683,701	934,103
	排出係数	t-CO <sub>2</sub> /kWh	0.000613	0.000433	-0.000180
	排出量	t-CO <sub>2</sub>	4,138	3,327	-810
燃料	ガソリン	t-CO <sub>2</sub>	231	145	-86
	灯油	t-CO <sub>2</sub>	82	18	-64
	軽油	t-CO <sub>2</sub>	22	40	17
	A 重油	t-CO <sub>2</sub>	298	1	-297
	潤滑油	t-CO <sub>2</sub>	1	1	0
	LPG	t-CO <sub>2</sub>	62	36	-26
	排出量合計	t-CO <sub>2</sub>	696	241	-455
総計	t-CO <sub>2</sub>	4,834	3,856	-1,266	

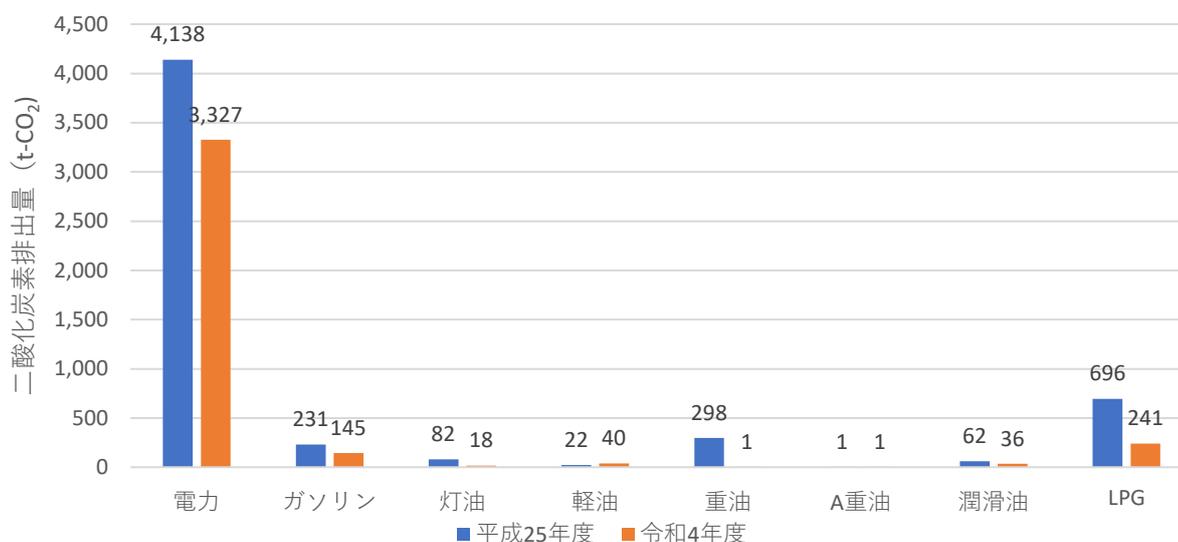


図 4 平成 25 年度及び令和 4 年度の排出源別二酸化炭素排出量

### 3. 温室効果ガスの排出削減目標

#### (1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、松浦市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定する。

#### (2) 温室効果ガスの削減目標

削減目標量及び削減率、目標年度排出量は表 3 に示すとおりとし、目標とする削減率を基準年度の2013年度比 **50.0%削減** とする。

表 3 二酸化炭素の削減目標

	2013年度 (基準年度)	2023年度 (最新年度)	2030年
二酸化炭素排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	4,834	3,568	2,417
基準年度からの必要削減量 (t-CO <sub>2</sub> )	-	1,266	2,417
基準年度からの削減率	-	26.2%	50.0%
追加的な施策による必要削減量 (t-CO <sub>2</sub> )			1,151

※本計画期間中に大規模施設の廃止等があった場合は、基準年度の実績を補正して評価を行う。  
また、期間中に新設される施設については新設の時点から本計画の対象とする。

## 4. 目標達成に向けた取組

表 3 に記載した二酸化炭素の削減目標を達成するため、下記の施策を中心に取組を進める。

### (1) 再生可能エネルギー設備の整備

#### ① 公共施設及び公有地への太陽光発電の導入

国は、政府実行計画において、「2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上に、太陽光発電設備を設置することを目指す。」としている。重点対策加速化事業においては 507kW の、区域施策編では 1,125kW の太陽光発電を公共施設へ導入することを目標に掲げている。重点対策加速化事業における令和 5 年度～令和 10 年度までの公共施設への自家消費型太陽光発電設備の導入目標を表 4 に示す。併せて重点対策加速化事業では、合計 57kWh の蓄電池の導入を目標に掲げており、太陽光発電の更なる有効活用を図る予定である。

今後重点対策加速化事業の成果を活かしながら、区域施策編において対象としていない施設や未利用の公有地に対しても太陽光発電導入の可能性について検討を進め、国の掲げる目標に則する太陽光発電の導入を進める。

表 4 重点対策加速化事業における公共施設への自家消費型太陽光発電導入目標

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
導入目標	1 件、263kW	1 件、17kW	4 件、70kW	4 件、66kW	4 件、66kW	1 件、25kW

#### ② 公共施設における太陽熱の有効利用に向けた検討

太陽光については、発電のみならず熱としても利用できる可能性が考えられる。今後公共施設における熱利用状況について精査し、太陽熱の利用についても検討を進める。

#### ③ バイオマス資源の利用促進

熱利用の観点では、木質バイオマスも重要な再生可能エネルギー資源として考えられる。今後公共施設における熱利用状況について精査し、太陽熱と併せて木質バイオマス資源の利用についても検討を進める。

## (2) 公共施設又は公用施設を ZEB 基準相当に適合させる事業

重点対策加速化事業では、新福島支所、新鷹島消防署を対象に NearlyZEB 基準への改修を目標としている。重点対策加速化事業の成果を活用し、今後他施設における改修等においても、ZEB 基準相当に適合する改修を目標に検討を進める。

## (3) 省エネルギー基準に適合させるための改修事業

ZEB 基準相当に適合する改修が難しい公共施設及び公用施設においても、省エネルギー基準適合を見据えた、BEMS や高効率空調器、高効率給湯器等の導入検討を進める。重点対策加速化事業においては、高効率空調器を 3 施設導入することを目標としており、今後本成果を活用しながら、他施設における省エネルギー基準に適合する改修事業を検討する。

## (4) LED 照明の導入のための改修事業

前述した省エネルギー基準に適合させるための改修事業と合わせ、LED 照明の導入検討を進める。重点対策加速化事業においては、高効率照明機器（従来型 LED）を 1 施設、高効率照明機器（調光型 LED）を 2 施設導入することを目標としており、本成果を活用しながら、他施設における高効率照明機器の導入を検討する。

## (5) 電動車の導入

重点対策加速化事業では、合計 7 台の公共施設への EV 導入を目標とし、併せて 9 台の充電設備と 1 台の急速充電設備（市民向け）、3 台の外部給電器の導入を目標としている。本成果を活用しながら、公共施設への更なる電動車や充電設備等の導入を検討する。

## (6) 省エネに関する取り組み

市職員へ下記に記載する取り組みの実施を促し、電気や燃料使用量の削減を図る

### ① 電気使用量の削減

#### 【照明、パソコン等のかまめな切電】

- a 昼休みは廊下を含めて 90%以上消灯するとともに、時間外勤務時には不必要な照明を消灯する。
- b 日中、窓側で十分な照度が確保できる場所は消灯する。
- c 長時間席を離れるときは、パソコンの電源を切る。また、昼休みも必ず、パソコンの電源及びコピー機等の電気機器の電源を切る。また、帰宅時はパソコンのコンセントを抜く。ただし、支障がある機器は除く。
- d コピー機は余熱機能を活用する。
- e 照明器具の電球や反射傘（板）をかまめに磨き、照明器具の性能保持に努める。
- f コピー機の集中管理を徹底することにより台数を削減する。
- g 湯沸かし室やトイレ、倉庫等断続的に使用する箇所の照明は使用の都度点消灯する。
- h 照明器具に光反射板を取り付け、照度を上げることにより、蛍光灯の本数の削減や機器による調光量の調整を行う。
- i 自動販売機の設置台数の見直しや、省エネルギー型への転換について設置業者に協力を求める。
- j 執務室内の照明器具は、それぞれに天候、室内の状況に応じた適切な点消灯の管理を行うため、個々に消灯できるようにする。

【エレベーターの利用自粛】

- a 庁内の移動には階段の利用に努め、エレベーターの利用を削減する。

【冷暖房の効率的使用】

- a 冷暖房は適切な温度に設定し（冷房は28度、暖房は19度を基準温度とする。）、過度とならないよう空調管理を行う。
- b 冷暖房効率を上げるために、カーテン、ブラインドを活用する。

**クールビズ・ウォームビズの励行**

- a 夏季（5月～9月）の執務時は、原則としてネクタイを着用しないなど軽装を励行する。
- b 冬季（12月～2月）の執務時は、重ね着をするなど暖かい服装を励行する。

**給湯設備の適切な使用**

- a 電熱機器（コーヒーメーカー、電気ポット等）の使用自粛。

【省エネルギー設備、機器への更新促進】

- a 消費電力の小さい省エネ型の電子機器等やマルチ方式の空調機器など電力消費のより少ない機器等への更新を促進する。

【その他の取り組み】

- a 業務効率化による照明やパソコン等電子機器の使用時間削減等。

②燃料使用量の削減

【エコドライブ推進運動の展開】

- a 経済速度（一般道路40km/h、高速道路80km/h程度）による走行。
- b 急発進急加速や不必要なアイドリング等をしない。
- c タイヤの空気圧調整など定期的な整備。
- d 不必要な荷物を積みっぱなしにしない。
- e 合理的な走行ルートを選択による効率的、合理的な運行。
- f 低燃費車、低排出ガス車の優先的、計画的な使用。

【低燃費車の導入】

環境物品等調達方針に基づく低燃費車の導入を促進。

【省エネ設備の導入及び燃料転換の促進等】

省エネ型の設備の導入を図るとともに、空調機器等の燃料については重油から、より排出係数の小さい燃料種への転換を促進する（表5参照）。

表 5 発熱量を基にした排出係数

燃料	排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> /104kcal)	※発熱量を基礎にした場合、排出係数が小さい燃料が二酸化炭素の排出量は少ないが、燃料の種類による機器のエネルギー利用効率も考慮しなければならない。
ガソリン	2.32	
灯油	2.49	
軽油	2.58	
A重油	2.71	
LPG	3.00	
LNG	3.00	

### ③省資源の徹底

#### 【コピー用紙使用の節減】

- a 両面印刷及び不要文書、ミスコピーの裏面利用（コピーやファクシミリ等）を徹底するとともに、庁内文書には使用済み用紙の裏面を利用する。
- b ミスコピー防止のため、コピー機使用後は、必ずオールクリアボタンを押し、不用紙が発生しないようにする。
- c 庁内LANを活用し、ペーパーレス化を進める。
- d 会議資料は簡素化と共有化を図り、ページ数や部数を必要最小限とする。
- e 各種資料は共有化を図り、個人所有の資料はなくすようにする。
- f 会議において事前に配布されている資料は配布しない。
- g 庁内あてのファクシミリには送付状を省略し、送受信者名等は本文余白を利用する。
- h 市機関相互の文書の送付にあたっては、使用済み封筒を活用する。
- i 会議においては、原則として封筒を配布しないこととし、配布資料等の量が多い場合はあらかじめ出席者に袋などの持参をお願いする。

#### 【廃棄物の減量化】

- a 冊子、パンフレット、ポスター、報告書等の印刷物については、PR効果などを勘案して、発行の必要性の有無、発行回数、発行部数、ページ数を精査し、必要最小限とする。
- b 古封筒を活用する。（再掲）
- c 両面コピーにより紙使用量を削減する。（再掲）
- d 使い捨て容器を使用した製品の購入を控える。
- e 詰め替え可能な製品（洗剤、文具等）を利用する。
- f 簡易包装製品を選択、購入する。
- g 備品、事務用品等については、修繕等により長期使用を図る。
- h ファイルは再使用する。
- i 用途用品を活用する。

#### 【水道水使用量の削減】

- a 水道水圧調整を実施するとともに節水を励行する。
- b 公用車の洗車にあたっての節水を励行する。

- c 流水音発生機や感知式の洗浄弁や自動水洗など、節水に有効な器具の設置を進める。
- d 水漏れ点検を徹底する。

#### ④職員等の意識啓発

各所属や機関においては、取り組みの推進を図るため張り紙を掲示するなど、職員の意識啓発に努める。

環境に関するシンポジウム、研修会等への職員の参加に対して配慮する。

各部署が実施もしくは関係する環境に関するシンポジウム、研修会、地域活動の情報を各職場に提供する。

庁舎、施設、学校等の一般利用者や生徒等への意識啓発を図る。

### (7) その他の取り組み

#### ①浄化槽における高効率機器への改修の推進

二酸化炭素排出量の内訳においては、電力使用に伴う排出量が多く(表 2 及び図 4 参照)、その中でも上下水道施設における電力消費量が多いと考えられる。今後浄化槽における高効率機器の改修の検討を進める。

#### ②バイオディーゼル燃料の導入促進

2tトラックへのバイオディーゼル燃料を試験的に導入しており、問題なく稼働している。本燃料は、本市内で回収された廃油も活用され製造されたバイオディーゼル燃料であり、公用車への導入を図ることで、燃料使用による二酸化炭素排出量の削減にも寄与するものであると考えられる。現在導入している公用車の利用状況を活用し、今後他のディーゼル車への導入促進を検討する。

#### ③地域脱炭素化促進事業に関する検討

地球温暖化対策の推進法の改正に伴い、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項が定められた。今後公共施設の屋根や未利用の公有地等を対象に、地域脱炭素化促進事業に関する検討を進め更なる地球温暖化対策の推進を図る。

## 5. 進捗管理体制と進捗状況の公表

### (1) 推進体制

実行計画を効果的に実施するために表 6 に示す松浦市地球温暖化対策協議会を活用し、各課等内への周知徹底と点検結果、具体的取組の検討を行う。

また、各課等内に担当責任者を置き、市民生活課に報告するものとする。担当責任者は所属において計画を周知し、取り組みを推進するとともに、所属における取組状況を把握し、所属長に報告する。

表 6 松浦市地球温暖化対策協議会委員名簿

(任期：2023年(令和5年)12月6日～2025年(令和7年)12月5日)

No.	委員氏名	所属団体	役職
1	奥村 公子	長崎県地球温暖化防止活動推進センター	事務局長
2	烏山 貞俊	長崎県県北保健所	衛生環境課 課長
3	金谷 浩志	J-POWER ジェネレーションサービス(株) 松浦火力運営事業所	所長代理
4	品川 一志	九州電力(株)松浦発電所	副所長
5	熊本 竜興	新松浦漁業協同組合	鷹島支所長
6	河内 俊也	長崎北部森林組合	技師
7	柴田 則史	松浦市保健環境連合会	会長
8	神岡 康一	長崎県地球温暖化防止活動推進員	
9	山本 規仁	ながさき西海農業協同組合	代表理事専務
10	神田 淳二	松浦市地域自治会連合会	
11	山川 利彦	松浦市商工業労政推進協議会	会長
12	久住呂 浩治	松浦商工会議所	専務理事
13	久保 勝嗣	松浦市農林課	課長補佐
14	小澤 智彦	松浦市水産課	課長補佐
15	大宅 貴光	松浦市産業振興課	課長補佐

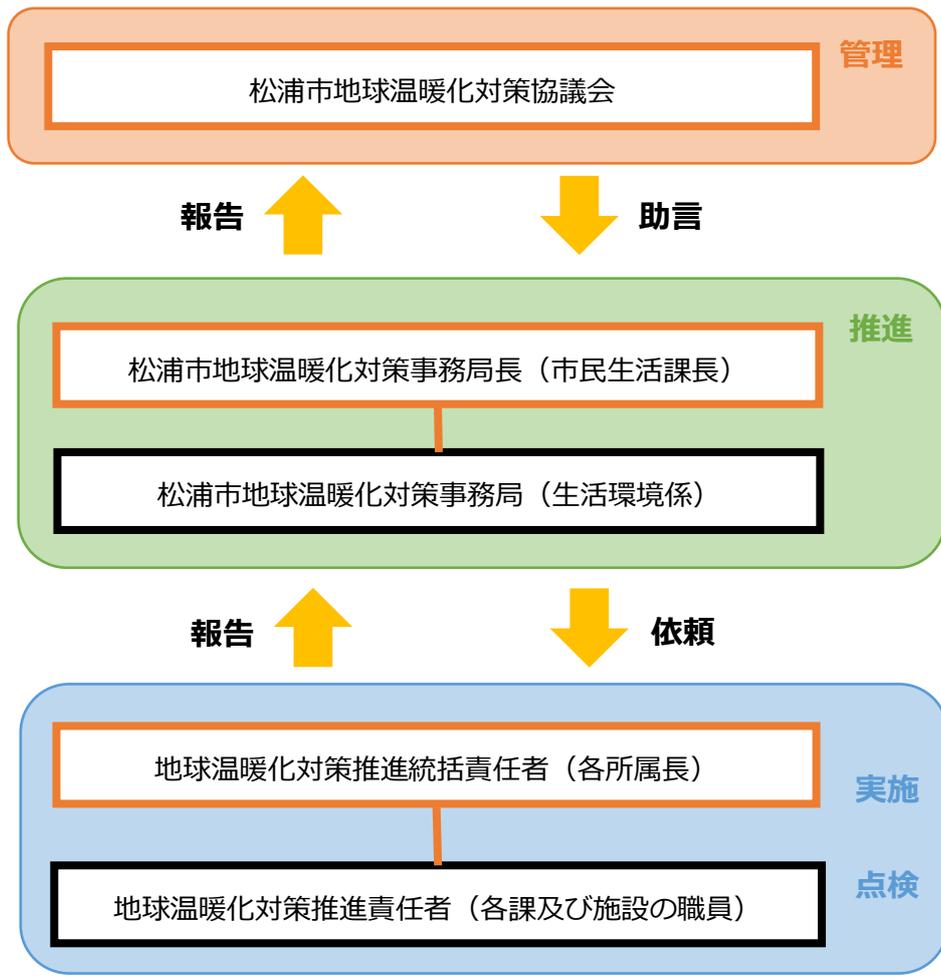


図 5 松浦市事務事業編の推進体制

## (2) 点検・評価・見直し体制

松浦市事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行う。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、松浦市事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進する。

- ① 各活動量の調査は、各課・委員会・事務局等（以下「課等」という。）に担当責任者が、実績報告書により調査する。なお調査期間は年度による。
- ② 報告については、各年度において調査した結果を課等の担当責任者が、所属する課長等に提示説明した後、市民生活課が指定する日までに市民生活課長に提出する。なお、報告について取り組みが不十分な項目については改善目標を明記し、併せて市民生活課長に提出する。
- ③ 市民生活課長は提出された報告を取りまとめ、庁内連絡会議に報告する。

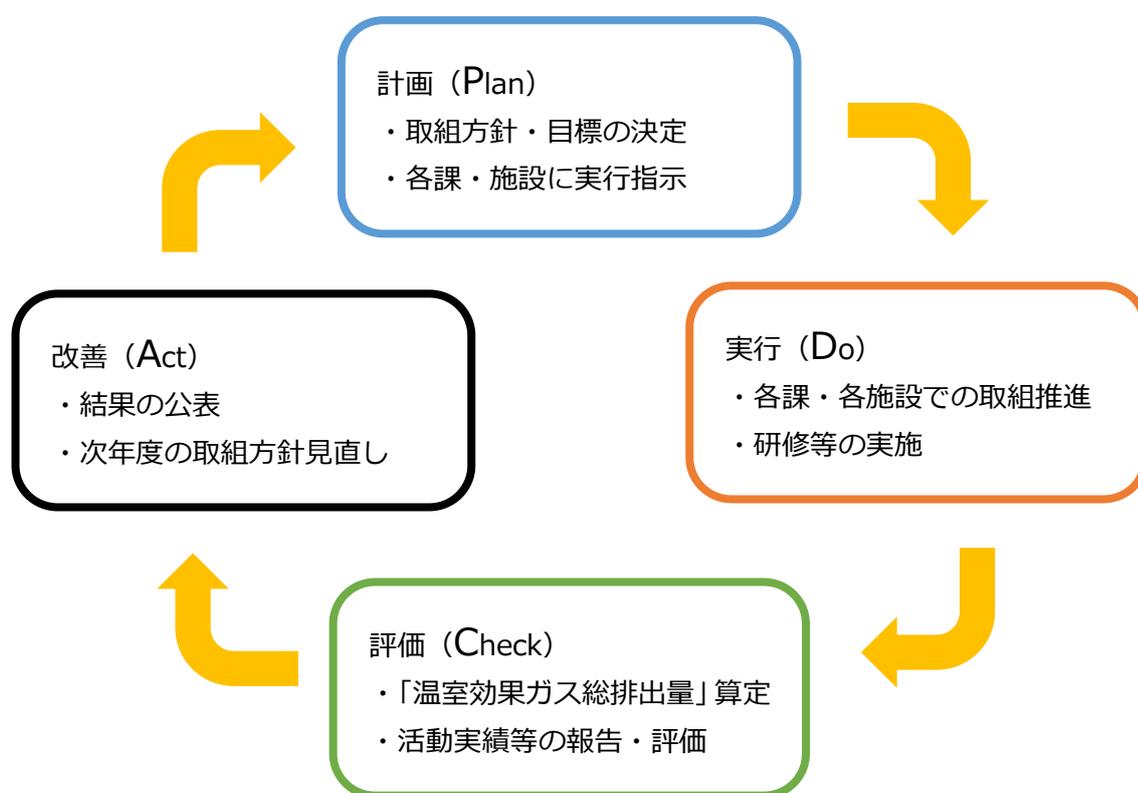


図 6 毎年の PDCA イメージ

## (3) 進捗状況の公表

この計画の実施状況等に関する報告を毎年度とりまとめ、長崎県の担当部局を通じて翌年度の8月を目途に公表する。

## (4) その他

この計画に関する事務は、市民生活課において関係部局の協力の下に行う。  
この計画は、令和6年4月1日から適用する。

## <参考資料>

### ◎ 地球温暖化対策の推進に関する法律（関係部分抜粋）

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項
- 五 前各号に規定する施策の実施に関する目標

4 市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。

5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 地域脱炭素化促進事業の目標

- 二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）
  - 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
  - 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
  - 五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
    - イ 地域の環境の保全のための取組
    - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
- 6 促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が第三項第一号に掲げる事項として促進区域の設定に関する基準を定めた場合にあっては、当該基準に基づき、定めるものとする。
- 7 前項に規定する都道府県の基準は、環境省令で定めるところにより、同項の環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとする。
- 8 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配慮するものとする。
- 9 市町村は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
- 10 都道府県及び市町村（地方公共団体実行計画において、第三項各号又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする市町村に限る。次項において同じ。）は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 11 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- 12 都道府県が地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項（第六項に規定する都道府県の基準を含む。）を定めようとする場合、又は市町村が地方公共団体実行計画において第三項各号若しくは第五項各号に掲げる事項を定めようとする場合において、第二十二條第一項に規定する地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは、当該都道府県又は市町村は、これらの事項について当該地方公共団体実行計画協議会における協議をしなければならない。
- 13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
- 14 第九項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
- 15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。
- 16 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に関し意見を述べることができる。
- 17 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

◎ 地球温暖化対策計画（令和3年10月22日 閣議決定）（関係部分抜粋）

### 第3章 目標達成のための対策・施策

#### 第1節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

##### 2. 「地方公共団体」の基本的役割

###### (1) 地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進

地方公共団体は、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を推進する。例えば、再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、脱炭素型の都市・地域づくりの推進、循環型社会の形成、事業者・住民への情報提供と活動促進等を図ることを目指す。

都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市は、本計画に即して、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策及びその実施の目標に関する事項を定める計画（以下「地方公共団体実行計画区域施策編」という。）を策定し実施する。また、その他の地方公共団体も、同様に、地方公共団体実行計画区域施策編を策定し実施するよう努める。

さらに、地域の脱炭素化のための、改正地球温暖化対策推進法第2条第6項に定める再生可能エネルギーの利用と地域の脱炭素化の取組を一体的に行うプロジェクト（以下「地域脱炭素化促進事業」という。）が円滑に推進されるよう、地方公共団体実行計画区域施策編において、都道府県は促進区域設定に係る環境配慮の基準を必要に応じ定めるとともに、市町村は地域脱炭素化促進事業に関する事項を定め実施するよう努める。

###### (2) 自らの事務及び事業に関する措置

地方公共団体は、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきである。このため、都道府県及び市町村は、本計画に即して、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画事務事業編」という。）を策定し実施する。

###### (3) 特に都道府県に期待される事項

都道府県においては、管下の市町村における取組の優良事例の情報収集と他の市町村への普及促進に取り組むよう努める。

また、地方公共団体実行計画の策定・改定や同計画に基づく取組が困難な市町村に対し、技術的な助言や人材育成の支援等の措置を積極的に講ずるよう努める。

さらに、市町村が地域脱炭素化促進事業を円滑に進められるよう、促進区域設定に係る環境配慮の基準をできるだけ定めるとともに、その他の援助を行うよう努める。

### 第3節 公的機関における取組

#### ○地方公共団体の率先的取組と国による促進

地方公共団体は、本計画に即して、自らの事務及び事業に関し、地方公共団体実行計画事務事業編を策定し実施する。自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきである。

その際には、原則として全ての事務及び事業を対象として、各事務及び事業の担当部局による責任ある参画の下、いわゆる PDCA のための体制を構築・運営することを通じて、実効的・継続的な温室効果ガス排出の削減に努めることとする。

#### <地方公共団体実行計画事務事業編に記載すべき主な内容>

##### ①計画の期間等の基本的事項

##### ②温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標

##### ③具体的な取組項目及びその目標

・地方公共団体においては、庁舎等におけるエネルギー消費のみならず、廃棄物処理事業、上下水道事業、公営の公共交通機関、公立学校、公立病院等の運営といった事業からの温室効果ガス排出量が大きな割合を占める場合がある。このため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に定められた全ての行政事務を対象とする。

・また、外部への委託、指定管理者制度等により実施する事業等についても、受託者等に対して、可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取組（措置）を講ずるよう要請する。

・具体的な取組として、特に、地方公共団体保有の建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入、建築物における率先した ZEB の実現、計画的な省エネルギー改修の実施、電動車・LED 照明の導入、環境配慮契約法等に基づく二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者との契約による再生可能エネルギー電力その他、環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの率先調達など、国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施する。

##### ④計画の推進・点検・評価・公表等の体制及び手続

・定期的実施状況の点検・評価を行い、その結果を毎年 1 回公表する。

・点検・評価結果の公表に当たっては、温室効果ガス総排出量のみならず、取組項目ごとの進捗状況、施設単位あるいは組織単位の進捗状況について目標値や過去の実績値等との定期的な比較等を行い、これらと併せて可能な限り詳細に公表する。

・点検・評価結果を踏まえ、必要に応じた計画の見直しを行うとともに、計画の実施に当たって整備した様々な運用の仕組みについても見直しを行う。

こうした取組を促進するため、国は、地方公共団体実行計画の策定・実施マニュアルを策定するほか、都道府県とも協力しつつ、優良な取組事例の収集・共有や、地方公共団体職員向けの研修、地域レベルの温室効果ガス排出量インベントリ・推計ツール、地方公共団体実行計画の策定・管理等支援システムなどの情報基盤整備と併せて、再生可能エネルギー・省エネルギーに関する施設整備や設備導入への支援を行うものとする。さらに、地方公共団体の公表した結果を取りまとめ、一覧性を持たせて公表するものとする。

また、地方公共団体は、環境配慮契約法に基づき、環境配慮契約の推進に関する方針を作成する等により、電力、自動車、船舶、ESCO、建築物設計、建築物維持管理及び産業廃棄物の7分野を中心に、環境配慮契約の推進に努めるものとする。

さらに、グリーン購入法に基づく環境物品等の調達を推進を図るための方針の作成及び当該方針に基づく物品等の調達等により、グリーン購入の取組に努めるものとする。加えて、木材利用促進法に基づく公共建築物における木材利用に努めるものとする。





令和 6 年 3 月 松浦市 市民生活課

〒859-4598

長崎県松浦市長崎県松浦市志佐町里免365

電話:0956-72-1111 ファクス:0956-72-1115